

日中大陸棚境界画定問題

村瀬 信也

Murase Shinya

国際法のなかでも海洋法は最も古くから発展してきた分野である。海洋法形成の動因となったのは、古くは「貿易商人」の活動であり、近代に入ると「海賊」と「捕鯨者」(カール・シュミット〔生松敬三・前野光弘訳〕『陸と海と 世界史の一考察』、慈学社出版、2006年)、さらに「漁民」と「軍人」、現代はさしずめ「石油採掘者」が加わることになる。

20世紀後半から、各国は海洋石油資源の確保を目指して、それぞれ沿岸海域の囲い込みを行ってきた。そうした動きに対応して、大陸棚条約(1958年)、さらに国連海洋法条約(1982年)が採択され、関連の国際慣習法の発展とあいまって、国家間の海洋境界画定を合理的な基準で調整するための規則が次第に確立してきた。この分野の国際法の変容は目覚ましく、そのため国家間に国際紛争が生じてきたことも事実である。しかし、その多くは国際司法裁判・仲裁裁判・調停など紛争の平和的解決手続を通して調整が図られ、境界画定の基準についても、すでに多くの国際判例が集積して、一定の方向性が示されている。海洋に関する境界画定問題が生じた場合には、まずもって、国際法に則って解決することが重要であることは言うまでもない。

周知のように、日中間ではこの数年、東シナ海の大陸棚に関する境界確定問題が重要な外交案件として取り上げられてきた。中国が中間線の西側付近で「春曉」油ガス田の採掘施設建設に着手したと報道されたのは2004年5月のことであった。その後「天外天」ガス田や「八角亭」油ガス田においてもガスの燃焼によると思われる炎が確認された。これらの施設それ自体はぎりぎり中間線の西側に位置するものと言われるが、油ガス田は中間線の東側にもまたがっている。もとより日本政府は、中国側のそうした一方的な行動に強く抗議してきた。東シナ海大陸棚に関する日中協議は、2004年11月以来、本年6月までの期間すでに9回行なわれているが、大きく進展している様子はみられない。

もっとも今年4月の温家宝総理の訪日の際、最終的な境界画定までの間の「暫定的な枠組み」として、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互惠の原則に基づき、双方が受け入れ可能な比較的広い海域での

「共同開発」を行なうこと、協議のプロセスを加速させ、本年秋に共同開発の具体的方策につき首脳に報告することを目指すこと等で一致した。本特集号が掲載される頃には、あるいは具体的な進展があるかもしれないし、そうあることを望みたい。もっとも、仮に暫定的な合意に至ったとしても、双方の基本的立場の対立が直ちに止揚されることにはならない。ここでは、国際法に照らして、大陸棚境界画定に関するそれぞれの立場を比較検討しておきたい。

係争区域の範囲

まず先決的な問題として、係争区域の範囲を確定する必要がある。係争区域をどう決めるかは、境界画定に決定的な意味をもつ。中国側の主張によれば、日本は、日本の基線から中間線までを主張し、中国側は、中国基線から沖縄海溝までを主張しているのであるから、中国基線から中間線までが中国の海域に属することは争われてはいない。したがって「係争区域」は、中間線以東・沖縄海溝までである、というものである。

これに対して日本側は、紛争の範囲は、「権原」(title, entitlement)ないし「法的基礎」に関する主張の衝突する範囲であり、単なる請求(claims)の衝突する範囲ではない。国連海洋法条約76条によれば、大陸棚は「基線から200海里の距離までのものをいう」のであるから、日中双方は200海里までの大陸棚について、権原を有しているのである。東シナ海における日中の海岸の距離は400海里に満たず、日本からの200海里線は中国沿岸に達し、中国(台湾を含めて)の200海里線も沖縄列島に迫って重なり合っている。したがって「係争区域」は、北緯21度から31.5度の「東シナ海全域」ということになる。

係争区域をいかに確定するかについては、国際司法裁判所(ICJ)の「グリーンランド・ヤンマイエン海洋境界画定事件」判決(1993年)でも明らかにされている。

「……海洋境界画定請求は、権原が重複している区域(an area of overlapping entitlements)すなわち、それぞれの国が他国の存在がなければ請求しえたであろう区域が重複しているという意味においての権原の重複があるという点で、特別の側面を有する。本件において、対抗する請求および対抗する権原の関係についての真の視点は、重複する請求区域と重複する潜在的権原(overlapping potential entitlement)の区域との双方を考慮しなければ得られないということは明らかである」(ICJ Reports, 1993, para. 59; Thirlway, "The Law and Procedure of the ICJ," Part Five, *British Year Book of International Law*, 1993, pp. 14-18)

日本は当初からこの判決と同様、「権原」の重複を前提として、日中双方の200海里線が重なる海域の中間線を具体的な「請求」(claim)として提起しているのに対し、中国は、権原と請求とをあえて区別することなく、自国領土の自然の延長として沖

縄海溝までの大陸棚を主張しているのである。日本は中間線以西を権原として放棄したわけではないので、上記のように、中国がわが国の了解なしに一方的な採掘活動を行なっていることは、きわめて深刻な問題と言わなければならない。

境界画定基準としての中間線

中国はいわゆる「自然延長論」に基づき、中国の大陸棚が沖縄海溝まで延びていると主張している。しかるに、東シナ海の大陸棚は「琉球海溝」(沖縄の東側、6000メートル級の深い海溝)に至る「一枚の大陸棚」である。沖縄列島もこの大陸棚の上に乗っているのである。列島の西側に位置する「沖縄海溝」(2000メートル級)は、その大陸棚のなかの窪みにすぎず、この大陸棚は、沖縄海溝で終わるわけではない。したがって日本は、このような「一枚の大陸棚」の場合、自然延長を持ち出すのは意味がないし、国連海洋法条約上も、沿岸から200海里の大陸棚を認めている以上、向かい合う国間の距離が400海里未満の海域では自然延長論が認められる余地はありえないと主張しているのである。

そもそも「自然延長」論はICJ「北海大陸棚事件判決」(1969年、本件は向かい合う国間ではなく隣接する国間の境界画定事件)で言及され、1970年代前半には一定の影響をもっていたので、1982年の国連海洋法条約の大陸棚定義条項(76条1項)でもこの言葉が残ったが、ここで問題としている大陸棚の「境界画定」に関する条項(83条1項)では「衡平」が規定されるのみで、自然延長基準は存在しない。

その後の国際判例では、1970年代後半以降今日に至るまで、ほぼ一貫して、「等距離中間線」基準が採用されてきており、自然延長は線引きの基準としては廃れてしまったと言ってよい。すなわち、まずは中間線を「暫定線」として引き、これに衡平の観点から「関連事情」(双方の海岸線の長さや形状・島の存在など)を考慮して「微調整」を図るという方式である。こうした国際判例の集積を背景として、等距離中間線原則は、限りなく国際慣習法に近づいてきたものと捉えられる。同原則が、義務的であるとか、唯一の基準であるとかまでは言えないとしても、それ以外の方法をとるとすれば、よほど強い根拠のある正当な理由の存在が、(それを主張する側によって)証明されなければならないのである。

国際判例の詳細については、本特集別稿で論じられるが、「英仏大陸棚事件」判決(1977年)で仲裁裁判所は、「断層」(ハードディープ)を画定に用いるべきだとする英国の主張を退け、中間線を採用した。ICJ「メイン湾境界画定事件」(1984年)でも、向かい合った海岸では中間線を暫定線として引いている。

国際判例のなかでも圧巻はICJ「リビア・マルタ大陸棚事件」判決(1985年)である。本件でマルタは距離基準(中間線)を、リビアは自然延長を主張した。裁判所は「沿岸国は沿岸から200海里の大陸棚を主張できるから、そもそも沿岸国の権原にと

って海底の地質・地形の継続性の問題は無関係であり、またそれゆえ、境界画定に関しても、それらが『関連事情』として考慮されることはない」、「沿岸との物理的な継続性は少なくとも200海里以内においては、もはや過去のものである」としたのである。この判決は「地質学的意味での自然延長に死を与えた」と評されてもいる（Thirlway, *op. cit.*, Part Six, 1994, p. 29）。

その後の国際判例も基本的に同様である。ICJ「グリーンランド・ヤンマイエン海洋境界画定事件判決」（1993年）、「エリトリア・イエメン仲裁判決」（1999年）、「ICJ「カタール・バーレーン海洋境界事件判決」（2001年）、「ICJ「カメルーン・ナイジェリア境界事件判決」（2002年）、「バルバドス・トリニダード トバゴ仲裁判決」（2006年）など、等距離中間線基準を適用した事例は枚挙に遑がない。

裁判に至らなかったその他の国家実行をみても、イタリア・チュニジア間（1971年）、アルゼンチン・ウルグアイ間（1973年）、ミャンマー・インド間（1986年）、アイルランド・英国間（1988年）、カーボヴェルデ・セネガル間（1993年）などの二国間協定では、いずれも等距離中間線（関連事情による修正）を基準に線引きが行なわれている（村瀬信也「海洋境界画定に関する二国間協定に関する調査」、日本国際問題研究所、2000年、43-56ページ）。

こうした海洋境界画定問題は、それぞれの国の経済的利益に深い関係をもつだけでなく、双方のナショナリズムを刺戟して、合意が難しくなる場合も少なくない。国際法の原則に照らして、冷静で生産的な交渉が進められることを望みたい。

むらせ・しんや 上智大学教授
s-murase@db3.so-net.ne.jp